

## 志賀町公告第46号

### 志賀町総合観光パンフレット制作業務委託に係る公募型プロポーザルの公告

次のとおり、公募型プロポーザルを実施する。

令和7年4月28日

石川県羽咋郡志賀町  
志賀町長 稲岡 健太郎

#### 1 業務の概要

- (1) 名称 志賀町総合観光パンフレット制作業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年2月27日
- (3) 業務内容 観光パンフレット作成業務全般（企画・デザイン・文案・印刷等）
- (4) 契約限度額 2,772,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 2 企画提案の募集参加資格に関する事項

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 業務仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- (2) 志賀町財務規則（平成17年9月1日規則第35号）第99条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 本町の町税について、未納がないこと。
- (6) 志賀町暴力団排除条例（平成24年志賀町条例第1号）第2条第1項に規定する暴力団に該当しないこと。
- (7) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (8) 過去3年以内に地方自治体、及び民間企業が発注した観光パンフレット等の受注実績を1件以上有すること。
- (9) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

### 3 募集方法

志賀町のホームページに掲載（本実施要領、業務仕様書、各種様式等）

### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年5月19日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：別紙の質問書(様式第4号)により、電子メールにて提出すること。
- (3) 回 答 日：町ホームページで順次回答

### 5 参加表明書及び企画提案書等の提出

- (1) 参加表明及び企画提案書等の必要となる書類 ※全て原本を1部提出すること。
  - ① 参加表明書（様式第1号）
  - ② 企画提案書（任意様式）  
※表紙及び、観光地を紹介するページを1ページ用意すること。
  - ③ 提案者概要（任意様式）
  - ④ 法人等の役員名簿（任意様式）
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出
  - ① 提出期限：令和7年5月28日(水)
  - ② 提出方法：担当部署（巻末に記載）まで持参または郵送  
※この期間中の土曜日及び日曜日、祝日(以下「休日」という。)を除く、各日の午前9時から午後5時までとする。(郵送の場合、締切当日消印有効)  
※企画提案書について、仕様書及び審査項目を踏まえて作成すること。

### 6 問い合わせ先

志賀町役場 商工観光課

9 2 5 - 0 1 9 8

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

電話番号 0 7 6 7 - 3 2 - 1 1 1 1（内線3 4 1）